

年次	長	評事	權評事	主理	書記	判任出仕	等外出仕	御用掛	合計
明治十年	-	-	-	八	六	九	一七	-	四四
同十一年	-	-	二	六	五	九	一九	-	四四
同十二年	-	-	-	六	四	一〇	一八	-	四二
同十三年	-	-	-	七	四	一一	二二	-	四八
同十四年	-	-	-	六	三	九	一六	二	三九

年次	死	刑	準流及徒	其他ノ者	合計
明治十年	-	-	-	一一	二〇八
同十一年	-	-	二〇	一九五	一八三
同十二年	-	-	八	二二一	二三〇
同十三年	-	-	一五	三一〇	三二五
同十四年	-	-	一七	二六七	二八四

第二百八十 軍人軍屬犯罪者

同年内ニ再三罪ヲ犯シ刑ニ處セラレシ者十年ニ二度十四人三度一人十一年ニ二度十一人十二年ニ二度二十四人三度三人十三年ニ二度三十一人三度七人四度二人十四年ニ二度十九人三度一人アルヲ以テ其人員重複セリ

罪状	下士	水兵	火夫	卒夫	職工	雇職工	判任	合計
捕吏タルヲ知ラス傷ヲ負ス	-	-	-	-	-	-	-	-
闘毆人ヲ傷ツク	-	三	五	-	-	-	-	八
闘毆	-	-	-	-	-	-	-	-
罵詈	-	-	-	-	-	-	-	-
有夫	-	-	-	-	-	-	-	-
監守	-	-	-	-	-	-	-	-
官物竊盜	五	二五	五	-	-	-	-	三五
官給品賣却	-	二五	五	-	-	-	-	三〇
預リノ官金ヲ私費自首	-	三六	六	-	-	-	-	四二
持兇器強盜未遂財	-	-	-	-	-	-	-	-
竊盜	-	-	八	-	-	-	-	八
詐欺取財	-	-	-	-	-	-	-	-
無代酒食	-	-	-	-	-	-	-	-
官ノ文書偽造	-	-	-	-	-	-	-	-
私印偽造	-	-	-	-	-	-	-	-
召喚ヲ受ケ僞テ歸艦セス	-	-	-	-	-	-	-	-
僞テ上陸ノ免許ヲ受ク	-	-	-	-	-	-	-	-

第二百八十一 軍人軍屬犯罪者罪状

明治十四年



總計	罪狀	官物ヲ携へ逃亡	逃	脱營或ハ脱艦	擅	歸期ヲ過マル	擅ニ官ノ帳簿ヲ渡ス	揭示ノ罪案ヲ摺消ス	連	總計
	下士									九
	水兵									一八九
	火夫									三七
	卒夫									二〇
	職工									一九
	雇職工									九
	判任									一
	合計									二八四

第二百八十二 軍人軍屬犯罪者刑名

總計	準流	徒	戒役
	四	一三	二一
總計	降	禁錮	等
	五	一三一	七五
明治十四年			
總計			
二八四			

第二百八十三 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍

年	族	籍
明治十四年		

本表ニハ重複人員ヲ省キ其實數ヲ掲フ

十五年以上二十年未滿	七五	二十年以上三十年未滿	一六九	士族	一三〇
三十年以上四十年未滿	一六	五十年以上六十年未滿	一	平民	一三三
四十年以上五十年未滿	二	總計	二六三	總計	二六三

第二百八十四 軍醫及出仕等人員

軍醫總監	一	奏任	一	看病夫長	一七
軍醫監	三	判任	二四	看病夫	九二
軍醫	四九	等	三	總計	二一九
軍醫副	二一	雇	八		

明治十四年十二月三十一日調

第二百八十五 軍人患者

病名	患	新	患	合計	全	治	死	亡	不治除隊	殘	留
	二		一	一	一	一	一	一			
種痘											
口セルン											
室扶斯											
腸熱											
熱病											
虎刺											

明治十四年